

（仮称）地域共生ステーション整備運営事業 要求水準書に関する質問への回答

- ・（仮称）地域共生ステーション整備運営事業の要求水準書に関して、令和7年5月9日までに寄せられた質問への回答を公表します。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和7年6月4日
高槻市

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
1	6	第2	3	(2)	ウ			R6年度 川添111号ほか道路予備設計業務委託成果(抜粋)	1号函渠工施工箇所における既存水路の断面詳細図、西側道路の擁壁構造図、事業用地側の擁壁構造図についての資料を貸与していただけないでしょうか。 構造物撤去工平面図(1)においては(W1500・400)と記載があります。基本設計において事業用地側の擁壁は撤去範囲に含まれていないとの解釈でよろしいでしょうか。	前段については、資料はありません。 後段については、事業用地側の擁壁も全撤去を基本としますが、難しい場合は協議とします。
2	6	第2	3	(2)	ウ			R6年度 川添112号ほか道路予備設計業務委託成果(抜粋)	2号函渠工施工箇所における既存水路の断面詳細図、南側道路の擁壁構造図、北側民地の擁壁構造図についての資料を貸与していただけないでしょうか。 構造物撤去工平面図(1)においては内容と数量が不明です。基本設計において道路横断面については既存函渠を全て撤去、戸建て前面部においては水路部のみを撤去し両側の擁壁は残置との解釈でよろしいでしょうか。	前段については、資料はありません。 後段については、戸建て前面部の擁壁も全撤去を基本としますが、難しい場合は協議とします。
3	6	第2	3	(2)	ウ			R6年度 川添113号ほか道路予備設計業務委託成果(抜粋)	3号・4号函渠工施工箇所における既存水路の断面詳細図、西側道路の擁壁構造図、事業用地側の擁壁構造図についての資料を貸与していただけないでしょうか。 構造物撤去工平面図(1)においては(底部等)と記載があります。基本設計において水路を挟んで南北両側の擁壁は撤去範囲に含まれていないとの解釈でよろしいでしょうか。	前段については、資料はありません。 後段については、南北両側の擁壁も全撤去を基本としますが、難しい場合は協議とします。
4	7	第2	3	(3)				周辺インフラ整備状況等	敷地内雨水排水流出系統における流末処理は川添111号線改修工事に伴う新設ボックスカルバートへの接続と考えてよろしいでしょうか。	現況の敷地は3つの流域に分かれています。公共下水道計画図(雨水)を参考に計画してください。具体的な放流位置については、調整池計画と合わせて協議を行ってください。
5	7	第2	3	(3)				周辺インフラ整備状況等	事業敷地西側既設污水管、上水、ガス管および敷地内消火設備の系統図をご教示願います。	下水(汚水)、雨水、水路については、市HPから、わが街高槻ガイドをご参照ください。上水、ガス管についてはそれぞれの管理者にお問い合わせください。敷地内に消火設備はございません。
6	7	第2	3	(3)				周辺インフラ整備状況等	インフラ設備が水路部を横断する場合の水利組合との協議は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
7	7	第2	3	(3)				周辺インフラ整備状況等	敷地北側／東側の柳川に関連する河川区域および河川保全区域の設定があれば、その位置をご提示ください。	河川区域および河川保全区域は設定されていません。
8	8	第2	3	(5)				現況地物及び地中埋設物等	現地見学会にて現地を確認させていただいた際に敷地南側に盛り土が残地されていましたが、以下の点についてご教示ください。 ①当該盛り土は市で整地をされてから事業者へ引渡しがされることになりそうですでしょうか。 ②当該盛り土の立米数についてご教示ください。	盛り土は現状のまま引き渡しとなります。また、数量については把握しておりません。
9	11	第2	4	(2)				【土木関係】 ア 大阪府土木工事共通仕様書	建設業務のうち造成・基盤工事、ランドスケープ工事、道路・水路工事において、適用基準の仕様書に記載の無い工種等がある場合、国等の仕様書に準拠した計画立案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。高槻市や国等の仕様書等に準拠してください。
10	13	第3	2				a	年間利用者目標	年間利用者10万人の月ごと、日ごとの利用者が分かる資料があればご教授ください。	月ごと、日ごとの利用者の目標人数の想定はありません。
11	15	第4	1	(4)	ア	(ア)		設計業務	「(c)設備(電気・機械)主任担当技術者(設備設計一級建築士)」について、電気、機械主任担当技術者のいずれかが設備設計一級建築士であればよいのでしょうか。 電気、機械主任担当技術者両方に求められているのでしょうか。	電気設備及び機械設備を総合的に担当する設備(電気・機械)主任担当技術者1名の資格要件を規定しています。 また、それぞれを配置することは妨げませんが、内1名は指定の要件を満たす技術者を配置してください。
12	15	第4	1	(4)	ア	(イ)		工事監理業務	「a.建築工事監理業務責任者(募集要項に示す「工事監理者(建築)」を兼ねること)」とありますが、「工事監理者(建築)」とは「(a)総合主任担当技術者」をさしているのでしょうか。	「工事監理者(建築)」と(a)(b)(c)については、それぞれ個別の技術者要件を規定しています。 ただし、業務責任者と総合主任担当技術者との兼務は可とします。
13	15	第4	1	(4)	ア	(イ)		工事監理業務	「a.建築工事監理業務責任者(募集要項に示す「工事監理者(建築)」を兼ねること)」とありますが、工事監理業務に必要な体制は建築工事監理業務責任者、構造主任担当技術者、電気主任担当技術者、機械主任担当技術者の4名という認識で合っていますでしょうか。	電気主任担当技術者、機械主任担当技術者については、「(c)設備(電気・機械)主任担当技術者」として1名を想定し、「工事監理者(建築)」と(a)(b)(c)の4名を想定しています。 ただし、業務責任者と総合主任担当技術者との兼務は可とします。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
14	15	第4	1	(4)	ア	(イ)		工事監理業務	募集要項に示されている「工事監理者」は(a)総合主任担当技術者、(b)構造主任担当技術者、(c)設備(電気・機械)主任担当技術者を指しているのでしょうか。	募集要項に示されている「工事監理者」は、業務を統括的に管理する業務責任者を示しています。
15	15	第4	1	(4)	ア	(イ)		工事監理業務	「(b)構造主任担当技術者(構造設計一級建築士)」、及び「(c)設備(電気・機械)主任担当技術者(設備設計一級建築士)」それぞれに求められている資格条件について、施設規模から過大要求のように感じますが、再考いただけませんか。	原案のとおりとします。
16	17	第4	3	(1)	ア	(イ)	e	広場・周辺との関係性を踏まえた施設配置	川添公園との連携について、川添公園から本敷地へのアクセスは遊歩道からのみという解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書3.(1).(イ).eに記載のとおり、柳川沿い遊歩道及び川添公園から広場へのアクセスを確保してください。
17	17	第4	3	(1)	ア	(エ)	e	施設構成	「1階のオープンスペース部分」とは具体的にどの諸室・空間を指しますか。	来館者が使用するエントランス付近の主要な共用部分及び空間として一体的に使用される空間を想定しています。
18	17	第4	3	(1)	ア	(エ)	e	施設構成	天井高さ 「1階のオープンスペース部分の天井高さは3.5m以上とすること」とありますが、「オープンスペース」とはエントランス・みんなの居場所と考えてよろしいでしょうか。また、吹抜けを設ける場合、その他の部分を3.5m以下としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	17	第4	3	(1)	ア	(エ)	f	施設構成	2階の床面高さの指定がありますが、<別添資料2 R6年度地形測量図>や<別添資料3 川添111号線ほか道路予備設計業務委託成果>の資料のレベルは、TP or OP でしょうか。 ご教示ください	OP表示の高さです。
20	18	第4	3	(1)	ア	(キ)	g	環境への配慮	閉鎖系特定屋外喫煙場所の仕様について、屋根なし遮蔽ボード壁の囲障型でよろしいでしょうか。	壁・天井を有する閉鎖系としてください。
21	18	第4	3	(1)	ア	(キ)	g	環境への配慮	「特定屋外喫煙場所」は利用客用として整備する認識でよろしいでしょうか。	従業員及び利用客用を想定しています。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
22	18	第4	3	(1)	ア	(キ)	g	環境への配慮	喫煙所 閉鎖系の喫煙所を設置することとありますが、喫煙所の利用は職員(従業員)に限ると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書質問No.21の回答を参照ください。
23	18	第4	3	(1)	ア	(ク)		防災安全計画	本施設(建築・外構)における大規模災害時の利用形態について制限等があればご教示願います。	指定緊急避難場所兼指定一時避難所(以下「避難所」という。)としての利用を想定しています。大規模災害時には、避難所として指定するスペースの利用制限を行う場合があります。
24	19	第4	3	(1)	ア	(ク)	c	防災安全計画	避難所等の開設及び運営への協力によって発生した光熱水費・人件費などの合理的な必要経費については、市が負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	19	第4	3	(1)	イ			必要諸室	諸室面積 各必要諸室の規模(面積)は程度と示されていますが、上限下限値はなく、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準に求める展開イメージを実現可能な計画としてください。
26	19	第4	3	(1)	イ			必要諸室	規模として㎡数に程度とありますが、諸室(屋根付きテラス含む)及び施設全体として±●%までを許容範囲とするか教えてください。また、規模が縮小した場合には、審査基準にある提案内容得点への影響はありますでしょうか。もしくは失格になることはないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書質問No.25を参照ください。 後段については、展開イメージの実現可能性に応じた評価となります。規模縮小に関して、展開イメージの実現が不可能と判断される場合には、要求水準の未達とする可能性があります。
27	19	第4	3	(1)	イ			必要諸室	施設規模「約4,000㎡程度」と記載があるが、説明会であったように、各諸室面積を確保したうえで、全体面積が増減した場合に減点はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書質問No.26の回答を参照ください。
28	19	第4	3	(1)	イ			必要諸室	貸室(XR対応)は避難所として機能とありますが、100㎡程度を避難所機能として扱えるよう考えてよろしいでしょうか。	全ての室を避難所機能として扱えるようにしてください。 ただし、一部の室については、避難者の待機・物品の仮置き程度の利用とします。
29	20	第4	3	(1)	ウ			諸室計画	各諸室で人数が程度と示されていますが、上限下限値はなく、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、人数等を含めた提案を行う場合は、具体的な利用想定について言及願います。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
30	21	第4	3	(1)	ウ	(オ)	c	多目的スタジオ	多目的スタジオの遠隔地利用者と同時にトレーニングができる通信設備とは、モニターや専用のキャリア回線等を利用し、Webにてリアルタイム指導ができるシステムと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	21	第4	3	(1)	ウ	(カ)		キッチンスタジオ	調理台(移動式)1台以上とありますが、2台以上設置する場合は、そのうちの1台以上が移動式であれば良いとの認識で齟齬ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	21	第4	3	(1)	ウ	(カ)	c	キッチンスタジオ	キッチンスタジオは2階に設置とありますが、災害時にはキッチンスタジオ:炊出し機能として考えてよろしいでしょうか。	炊き出し機能の要否については、事業者提案に委ねます。
33	21	第4	3	(1)	ウ	(キ)	c	クラフトルーム	クラフトルームは2階に設置とありますが、災害時には、クラフトルーム:物資配給所として考えてよろしいでしょうか。	物資配給所としての利用を前提としているわけではありませんが、事業者による提案は可能です。
34	21	第4	3	(1)	ウ	(ク)	b	貸室(XR対応)	移動間仕切りについても防音性能を求められるのでしょうか。その場合、どの程度の性能を求められますか。	貸室内での楽器演奏、身体表現での利用等を前提としていますが、想定されるイベントに応じて適宜設定願います。
35	21	第4	3	(1)	ウ	(ク)	d	貸室(XR対応)	3室以上計画し、うち2室はXR対応可能な設備を備えるとありますが、一体的な室利用においてXR対応は不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、3室以上に設置する提案も可能です。
36	21	第4	3	(1)	ウ	(ケ)	d	多目的ホール(XR対応)	多目的ホールのXR対応は、貸室に示される室内4面对応に限定されず、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。多目的ホールでのイベント内容を踏まえ、提案願います。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
37	21	第4	3	(1)	ウ	(ク) (ケ)	d	(ク)貸室(XR対応) (ケ)多目的ホール(XR対応)	超単焦点プロジェクターの設置が求められていますが、提案内容によって整備費用に大差が生じることが想定されます。公平性を確保するため、 ・機器の設置台数・仕様 ・映像コンテンツのグレード等を具体的にご教示ください。	提案・実施するプログラムに応じて、必要仕様が異なるため、事業者の提案に委ねます。
38	21	第4	3	(1)	ウ	(コ)	a	備蓄倉庫	定期的な防災備品の入替費用は高槻市様の負担と考えてよろしいでしょうか。	調達は市の負担において行います。
39	21	第4	3	(1)	ウ	(コ)	a	備蓄倉庫	想定される一時避難者は何名で何日間の非難を想定していますか。	避難所の開設期間については、災害発生の日から最長で7日間を想定しています。ただし、災害の状況や避難者の状況を踏まえ災害対策本部が決定した場合は、この限りではありません。 避難者の収容人数は、避難所として指定するスペースの広さによって決まります。 なお、本市の指定避難所としての収容面積は、避難者一人あたり1.65㎡として算定します。
40	22	第4	3	(1)	ウ	(サ)	c	職員事務所	職員事務所は災害時に市職員が利用とありますが、拠点ではなく市との最低限の通信ができる程度と考えてよろしいでしょうか。	一般的な執務室で想定される事務所機能を備えてください。災害時にも使用可能な通信機器等の設置は、本事業とは別に実施します。
41	22	第4	3	(1)	ウ	(セ)	f	屋根付きテラス	床仕上げは使い勝手や空間性に応じて、人工芝とその他材を併用することは可能ですか。	可能です。
42	22	第4	3	(1)	ウ	(ソ)	c	屋外トイレ	屋外トイレ用として貯水タンク(受水槽)を併設すると記載がありますが、屋外トイレ専用の受水槽を設置と考えてよろしいでしょうか。	災害時(断水時)の利用が可能であれば、必ずしも専用である必要はありません。
43	22	第4	3	(1)	ウ	(ソ)	e	屋外トイレ	夜間等に遠隔での施錠・開錠が可能な設備を設けることとありますが、通常は夜間利用をしないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
44	22	第4	3	(1)	ウ	(ソ)		屋外トイレ	「夜間等に遠隔での施錠・開錠が可能な設備を設けること。」とありますが、常駐する職員の勤務時間に応じて、人的な施錠・開錠する運用も提案可能という理解でよろしいでしょうか。	人的な施錠・開錠する運用も提案可能とします。ただし、災害時であっても遠隔にて開錠できるよう、遠隔操作可能な設備としてください。
45	23	第4	3	(3)	エ			受変電設備	受変電設備の想定契約電力をご教示願います。	提案される電気設備から算出ください。
46	23	第4	3	(3)	オ			発電設備	「発電設備(太陽光発電設備など)の設置を検討すること」とありますが、事業費を勘案の上、設置をしない提案とした場合でも要求水準未達にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 市環境施策への適合を勘案し、提案願います。
47	23	第4	3	(3)	オ		c	発電設備	太陽光発電設備用の蓄電池設備は、事業者の提案により設置検討と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	23	第4	3	(3)	オ		c	発電設備	災害時の調達のしやすさから、市として発電機設備用の燃料補給会社と契約している等、燃料の指定があればご教授ください。	燃料の指定はございませんが、調達のしやすさは考慮してください。
49	23	第4	3	(3)	カ			構内情報通信網設備	「一般利用者が施設内において無料で利用できる無線LAN」と、要求水準書19頁のみんなの居場所に記載の「フリーwi-fi」は同義でしょうか。	ご理解のとおりです。
50	23	第4	3	(3)	カ			構内情報通信網設備	「行政ネットワーク敷設を前提として」とありますが、当該ネットワークの敷設工事及びランニング費用は貴市にて実施するため、提案額に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	24	第4	3	(3)	ク		a	情報表示設備	親時計・子時計ではなく、事務室及び施設内要所に電池式の電波時計を設置するなど、正確な時刻が分かれば、その方法は提案によるもの、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
52	24	第4	3	(3)	ク		a	情報表示設備	本施設外に設置するデジタルサイネージ3台については事業者では日々の維持管理運営ができないため、調達のみで維持管理運営は貴市にて実施いただける、という理解でよろしいでしょうか。	機器の維持管理は市となりますが、情報発信等の運用は事業者の運営業務となります。
53	24	第4	3	(3)	ク		b	情報表示設備	デジタルサイネージの設置場所について、本施設(建築・外構)外に3か所とありますが、外構部に設置するという解釈でよろしいでしょうか。	外構部ではなく、本施設外となるため、「設備の調達」および「情報発信等の遠隔での運用」のみを想定しています。
54	24	第4	3	(3)	サ		b	防犯設備	夜間の臨時利用での対応を想定し、遠隔操作での施錠・開錠可能なシステムを導入することとありますが、システム設計するにあたり、誰が、何処から、どのような目的で遠隔操作することを想定しているのか具体的に教えて頂けますでしょうか？	要求水準書質問No.44の回答を参照ください。
55	24	第4	3	(3)	サ		b	防犯設備	「夜間の臨時利用での対応を想定し、遠隔操作での施錠・開錠可能なシステムを導入すること。」とありますが、どのような場合を想定しているかご教示ください。また、遠隔操作で施錠・開錠ができるようにすべき人物(貴市職員?)をご教示ください。	要求水準書質問No.44の回答を参照ください。
56	24	第4	3	(3)	サ		b	防犯設備	遠隔操作での施錠・開錠可能なシステムを導入することとありますが、職員事務所で操作できるように設置すればよろしいでしょうか。	要求水準書質問No.44の回答を参照ください。
57	24	第4	3	(3)	サ		c	防犯設備	「夜間の迷惑行為を防止するため、高周波音発生装置等を外部各所に設けること。」とありますが、他の防止策もご提案可能という理解でよろしいでしょうか。	実効性を有するものであれば提案可能です。
58	24	第4	3	(3)	シ		a	来館者数等データ計測設備	「年代ごとの来館者数を把握することを目的としたカメラ等を設置すること。」とありますが、カメラ以外の方法もご提案可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	25	第4	3	(3)	ツ		b	計量設備	物品販売に使用する光熱費を別途計上とありますが、生活利便施設に飲食施設や物販施設を計画する場合は別途計上対象と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 第8.12cに記載のとおり、生活利便施設における光熱水費については個メーターを設置し、事業者にてインフラ各社と直接契約してください。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
60	25	第4	3	(4)	ア			インフラ計画	給水、排水、ガス、電気の引込負担金は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	給水、排水については市が負担します。ガス、電気については事業者負担となります。
61	25	第4	3	(4)	エ			排煙設備	自然排煙を基本とするとあるが、避難安全検証法を利用し、排煙免除での検討をすることは可能か。	可能です。
62	26	第4	3	(4)	オ			自動制御設備	事務所とは職員事務所と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	26	第4	3	(4)	カ		c	給水設備	災害時の給水量について、発電機と同様に3日分の確保と考えてよろしいでしょうか。対象エリアは多目的ホール、キッチンスタジオ、クラフトルーム、貸室(XR対応)、職員事務所と考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、キッチンスタジオ・貸室・職員事務所を想定してください。
64	26	第4	3	(4)	ク		b	排水設備	分流区域とは汚水と雨水が分流と考えてよろしいでしょうか。汚水雑排水は建物内外共に合流と考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、汚水雑排水とも汚水の扱いです。
65	27	第4	4	(2)				外構における施設構成	大屋根広場は約1,000㎡設置とありますが、±●%までを許容範囲とするか教えてください。また、規模が縮小した場合には、審査基準にある提案内容得点への影響はありますでしょうか。もしくは失格になることはないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、±10%程度が目安です。また、基本的な考え方に示す利用が可能なスペースを適宜計画下さい。後段については、具体の提案内容に応じて審査基準における提案内容得点に影響があります。また、基本的な考え方を著しく逸脱していると判断した場合は要求水準の未達となる可能性があります。
66	27	第4	4	(2)				外構における施設構成	大屋根広場の屋根について、耐震性能をご教示ください。	要求水準書に示す事項を踏まえ、事業者の提案に委ねます。
67	28	第4	4	(3)	ア	(イ)	b	芝生広場	自然な起伏等を取り入れる、とありますが造成計画で土量が不足する場合、場外からの土砂の搬入は可能でしょうか。	可能です。ただし事業者調達になります。
68	28	第4	4	(3)	ア	(ウ)	d	大屋根広場	床仕上げは使い勝手や空間性に応じて、人工芝とその他材を併用することは可能ですか。	可能です。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
69	28	第4	4	(3)	ア	(ウ)	d	大屋根広場	外構の与件にある「大屋根広場」は建築施設と一体での設置は可能でしょうか。	可能ですが、屋根付きテラスとの使い分けに留意ください。
70	28	第4	4	(3)	ア	(エ)	b	インクルーシブ遊具広場	川添公園との機能連携とあるが、連携する機能とは具体的にどこか。 また、川添公園と直接出入りする出入口を設けることは可能か。	前段については一般的な街区公園が有する機能との連携を想定しています。後段については可能です。
71	29	第4	4	(3)	ア	(エ)	m	インクルーシブ遊具広場	弊社は、国土交通省、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき遊具の安全規準を策定しております。JPFAIには加入していません。この場合、ご提案する資格は頂けますでしょうか。	日本公園施設業協会に未加入であっても、JPFAで定める規準が独自規準に適合・同等であることを事業者で確認いただければ可能とします。
72	29	第4	4	(3)	ア	(カ)		外周園路・散策路	本施設内は自転車の乗り入れは、駐輪場までの必要最低限の範囲とされていますが、こども用の乗車遊具については、事業者の判断で入場のルールを決定して良いでしょうか。	可能です。
73	29	第4	4	(3)	ア	(カ)	a	外周園路・散策路	広場内のメイン同線としての利用及び事業用地内の散策が可能な園路、とありますが東側の柳川緑道を事業用地内の園路(散策路)と捉えて良いでしょうか。それとも切り離れた計画でしょうか。	園路と柳川緑道を兼ねることも可能です。
74	29	第4	4	(3)	ア	(カ)	a	外周園路・散策路	外周園路幅設定について4m以上とありますが、管理道路や歩道等の利用機能によって寸法変更は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
75	29	第4	4	(3)	イ	(ア)		基本的な考え方	高槻市バスの他にも土日などシャトルバスなどの運行予定はありますか。	現時点で運行予定はありません。事業者においてシャトルバス運行を提案することはできます。
76	29	第4	4	(3)	イ	(ア)		基本的な考え方	バスロータリー 今回施設に設置するバス停は、市営バスのバス停であり、付近の市営バス停(富田団地中央など)に加え新設するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
77	29	第4	4	(3)	イ	(イ)		駐車場	駐車場は利用料金を徴収しますが、本施設には多様な利用者の利用が想定されるため、送迎車の出入も想定されます。 送迎の為の一時利用について、例えば30分以内の出庫であれば利用料金を徴収しないといった運用は、事業者の判断で実施可能でしょうか。	料金收受代行制を採用しているため、事業者において無料等の判断はできません。今後制定する市条例等において運用が決定します。
78	30	第4	4	(3)	イ	(イ)	a	駐車場	イベント時の駐車場確保についてはどのようにお考えでしょうか。周辺施設の活用などは可能でしょうか。	要求水準書 第7.7(3)アcに記載のとおり、イベント時には駐車場の不足が生じないよう事業者にて対策してください。なお、周辺施設の活用については、事業者にて調整してください。
79	30	第4	4	(3)	イ	(イ)	d	駐車場	駐車場について、管制設備による料金徴収は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	30	第4	4	(3)	イ	(イ)	i	駐車場	駐車場を含む外構部の照度数値について具体的な基準値があればご教示願います。	施設ごとにJIS照度基準に示される照度基準値を原則とし、本施設において適切な照度を提案願います。特に外構部分については、夜間でも人物が視認できるレベル感を確保してください。
81	30	第4	4	(3)	イ	(イ)	j	駐車場	大型車(25t超)に対応した耐圧性能を有するアスファルト舗装の範囲は駐車場全てに対応する意味か。範囲を限定しても問題ないか。また、大型車(25t超)とは大型バスのみを想定されているか。	前段については、全範囲の対応を基本としていますが、大型車の走行が想定されない範囲については、事業者の提案に委ねます。 後段については、大型バスを主として想定していますが、事業者の提案に委ねます。
82	30	第4	4	(3)	イ	(ウ)	b	バスロータリー	バスロータリーはバス専用で、乗用車の兼用は不可と考えてよろしいでしょうか。	短時間の乗降のための乗用車の乗り入れは可能とします。ただしバスバースでの乗用車の駐停車は禁止とします。
83	30	第4	4	(3)	イ	(ウ)	c	バスロータリー	待機バースの利用目的についてご教示ください。	視察や遠足などで観光バス等で来られた場合を想定しております。
84	30	第4	4	(3)	イ	(ウ)	e	バスロータリー	バスロータリーの形状はバス事業者との協議とありますが、契約後、設計段階での協議と考えていいか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
85	29	第4	4	(3)	ア	(エ)	m	インクルーシブ広場	遊具メーカーの中には、日本公園施設業協会に加入しておらず、JPFAに準拠できない製品もありますが、それらのメーカーでも独自の規格で安全基準に配慮されています。 JPFAの準拠が必ずしも求められるのか、提案次第では検討いただくことは可能でしょうか。	要求水準書質問No.71の回答を参照ください。
86	31	第4	4	(3)	イ	(オ)	a	緩衝緑地ゾーン	敷地西側に緩衝緑地幅4mを取ることになっていますが、敷地全長ということでしょうか。	原則はご理解のとおりです。ただし、車両出入口等の緩衝緑地の確保が難しい場所については、協議とします。
87	31	第4	4	(5)				造成計画にかかる条件	南西側の既存盛土は、造成工事において盛土材として適しているとの判断のもと、仮置かれているものでしょうか。	南西側の既存盛土は川添公園再整備の際に発生した残土です。活用については事業者において判断してください。
88	31	第4	4	(5)				造成計画にかかる条件	本事業用地に際して、様々な河川の浸水想定区域となっておりますが、今回事業に際してクリアすべき浸水深はありますでしょうか？造成計画時の地盤高の設定条件となりますので、あればご提示ください。	要求水準書 第4.3(1)に記載のとおり、建築施設の2階以上が浸水しない計画としてください。
89	31	第4	4	(6)	ア			給水設備	基本計画段階で想定されている地区外接続位置をご提示ください。	敷地西側のいずれかの場所で計画してください。なお、決定には管理者との協議が必要です。
90	31	第4	4	(6)	イ			雨水排水設備	本事業地および周辺の雨水流域区分図のご提示をお願いします。	公共下水道計画図(雨水)を貸与資料に追加します。募集要項 第3.3(3)の記載を修正しました。貸与を希望される方は、募集要項 第3.3(3)に記載の手続により貸与を受けてください。
91	31	第4	4	(6)	イ			雨水排水設備	雨水排水について、基本計画段階で想定されている調整池位置および地区外放流位置、放流高さをご提示ください。	広場内を想定しております。雨水放流位置については公共下水道計画図(雨水)を参考に計画ください。具体的には事業者の提案に委ねます。
92	32	第4	4	(6)	ウ			汚水排水設備	本事業地および周辺の汚水流域区分図をご提供願います。	公共下水道計画図(汚水)を貸与資料に追加します。募集要項 第3.3(3)の記載を修正しました。貸与を希望される方は、募集要項 第3.3(3)に記載の手続により貸与を受けてください。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
93	32	第4	4	(6)	ウ			汚水排水設備	基本計画段階で想定されている地区外接続位置をご提示ください。	公共下水道計画図(汚水)を参考に敷地西側のいずれかの場所で計画してください。なお、決定には管理者との協議が必要です。
94	32	第4	4	(6)	ウ	a		汚水排水設備	屋外の汚水排水は汚水排水施設規模と整合とありますが、既設の汚水排水施設があり、容量等に制限があれば、資料をご教授ください。	敷地内に既設汚水排水はありません。公共下水道計画図(汚水)を参考に計画ください。なお、決定には管理者との協議が必要です。
95	32	第4	4	(7)				調整池計画にかかる条件	貯留槽からの雨水排出は自然流下を確保するため、敷地北側、東側の河川へ排水する事は認めていただけますでしょうか。	北側および東側に排水される量によります。公共下水道計画図(雨水)を参考に計画ください。なお、決定には管理者との協議が必要です。
96	32	第4	4	(7)				調整池計画にかかる条件	雨水貯留槽の仕様について浸透型または貯留型の条件はございますでしょうか。	要求水準書 第4.4(7)に記載のとおり、地下コンクリート型貯留槽を原則としています。
97	32	第4	4	(7)		a		調整池計画にかかる条件	貯留範囲は敷地全体でしょうか。また、その場合敷地南北に長い場合、放流箇所が複数になる可能性があります。その場合は貯留槽も複数箇所設置し必要容量を確保すれば良いでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
98	32	第4	4	(7)		b		調整池計画にかかる条件	調整池は地下コンクリート製貯留槽が原則とのことだが、貯留量の一部をオンサイトの貯留池で賄う等を提案することは可能でしょうか。また、建築の地下部分に貯留槽を設けることも提案可能でしょうか。	前段、後段ともにご提案可能です。
99	32	第4	4	(7)		b		調整池計画にかかる条件	構造は、公共性を踏まえて原則コンクリート製貯留槽とするが、関係機関との協議より決定すると記載があります。 前項aに「高槻市流出抑制施設に関する技術指針(案)」により検討したうえで、との通り、同技術指針(案)P4の表1.1「流出抑制施設の構造形式による分類(貯留施設)」に記載されているオンサイト貯留の構造で決定するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
100	32	第4	4	(9)			c	植栽計画に係る条件	市民活動や近隣の教育機関と連携して育てる花壇や菜園スペースは、各種広場等において設置不可エリアがありましたらご教示ください。	設置不可エリアはありません。
101	33	第4	4	(10)			a	水景施設計画にかかる条件	親水施設噴水につきまして、水循環システムではないので、舗装路面吹上の霧ミストタイプで認めていただけますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
102	33	第4	4	(10)			b	水景施設計画に係る要件	循環設備について、計画内容により必要となる場合は設置してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、衛生状況については留意してください。
103	33	第4	4	(10)			c	水景施設計画にかかる条件	将棋をモチーフにした、グリッド状の舗装デザインとし、その中心部に20～30人程度の子供が同時に遊べる親水空間とは、グリッドの中に親水空間を設ける意味で宜しいか。	ご理解のとおりです。
104	33	第4	5	(4)				緑道に関する条件	緑道は建設企業(造園)ではなく建設企業(道路・水路)が実施することになりますか。	事業者の提案に委ねます。
105	33	第4	5	(4)			a	緑道に関する条件	有効幅員3.0m以上に拡幅は川添公園に沿った部分も該当しますか。	ご理解のとおりです。
106	34	第4	6	(1)			c	測量調査	令和8年2月下旬に事業用地でのイベント開催とは具体的にどのようなイベントを想定しているのでしょうか。また、開催期間についても合わせて教えてください。	前段については、事業用地内で、デイキャンプ等を行うことを想定しておりますが、今後の検討により変更する可能性があります。後段については、1日程度での実施を想定していますが、悪天候の場合のために予備日を1日確保する想定です。
107	39	第4	8	(2)				造成・基盤／ランドスケープ 工事監理業務	現時点で想定されている重点監理の頻度をご提示ください。	現時点での想定はありません。事業の特性を鑑み、適切な施工を実施するために必要な監理を事業者にて提案願います。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
108	42	第4	9	(1)	ア		k	施工管理	騒音計及び振動計の設置、作業時の騒音・振動を計測・記録・保存、とありますが市への提出ではなく、市から提示を求められれば提示することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	43	第4	9	(1)	エ			工事車両の通行	111号線からの進入を前提に工事用車両と現場通勤車両の出入り口を別に考える事は可能でしょうか。	可能ですが、周辺環境の安全性確保には十分に留意ください。また、近隣住民等の要請がある場合は統合を求める可能性があります。
110	43	第4	9	(1)	オ			保険の付保等	記載されている工事期間中の付保者は、事業者間協定締結を前提に事業担当企業が行うことによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	43	第4	9	(1)	オ			保険の付保等	付保する保険の内、火災保険とありますが、建設期間中については、建設中の建築物に係る火災もカバーできる建設工事保険を付保すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	43	第4	9	(1)	オ		b	保険の付保等	火災保険の付保とありますが、事業者の帰責による火災を想定されている場合、火災保険と同等の内容であれば、火災保険ではなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	44	第4	9	(1)	キ		d	完工検査	「部分引渡し」とありますが、想定されている施設・諸室等があればご教示ください。	本施設等のうち川添111号、川添105号にかかる道路・水路等については部分引渡しの対象となります。
114	44	第4	9	(2)	ア			提出書類	45ページが一番上の行に記載のある「労災、各種保険成立証明書」は、44ページの記載と重複しているので、不要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
115	45	第4	11	(1)				事業者が調達する備品	職員事務所に設置する事務机・椅子は、4人が作業可能な仕様であれば、サイズ・数量は事業者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。また、社会福祉協議会用として必要となる、キャビネットのサイズ・個数をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者の提案に委ねます。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
116	45	第4	11	(1)				事業者が調達する備品	要求水準書73頁には、職員事務所には「社会福祉協議会のスタッフが常駐する想定」と記載がある一方で、実施方針時の質疑回答では「特定の職員の常駐を想定しているものではない」と回答がございました。職員事務所にはどのスタッフが何名常駐される想定でしょうか。	社会福祉協議会等のコミュニティソーシャルワーカーなどが輪番で1名常駐することを想定しております。
117	45	第4	11	(1)			a	事業者が調達する備品	備蓄倉庫に設置するテント数量の記載がありませんでした。具体的な数量等あればご教示ください。	1基以上を想定しています。事業者の提案に委ねます。
118	46	第4	11	(1)			b	事業者が調達する備品	事業者提案の実現にあたって必要な備品等を調達する費用は事業費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	46	第4	11	(2)				市が準備する備品	「数量」及び「備考」の欄が空欄となっておりますが、全て未定と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
120	46	第4	11	(2)				市が準備する備品	市が準備する電話機、WEB回線(行政ネットワーク)に係る通信費等については、市が直接契約を行い、市が直接支払いを行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	46	第4	11	(2)				市が準備する備品	R7.2.5公表「要求水準書(案)質問一覧」No.122で「市が準備する備品についても事業者で調達する」と回答がありましたが、「(2)市が準備する備品」については、記載のとおり市が調達・設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	49	第4	13	(1)	イ		a	周辺家屋調査	家屋調査範囲について、敷地西側に面する16番街区・17番街区及び消防署南側集合住宅と記載がありますが、具体的な軒数・住所等が決まっていますらご教示ください。	おおむね16番街区14軒、17番街区26軒、南側集合住宅2軒を想定しています。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
123	49	第4	13	(2)	ア			近隣対策・対応	事業契約締結後、近隣住民向けの説明会を実施すると記載がありますが、現時点で高槻市から近隣住民へ計画内容の説明はされていますでしょうか。また、説明されているのであれば説明資料・議事録・近隣要望等を開示していただけないでしょうか。	基本構想案、基本構想策定及び基本計画策定時にそれぞれ近隣住民に対してパネル展示式の説明会を開催しており、主な内容を基本計画に掲載しています。
124	49	第4	13	(2)	ア	a・b		近隣対策・対応	近隣住民に対しての計画内容に関する説明会、周辺住民に対しての地元説明会等の開催について、市と協議のうえ説明対象範囲を決定するものでよろしいでしょうか。また、会場について、市の施設等をお借りすることは可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、近隣コミュニティセンター等での開催を想定しておりますが、その都度調整させていただきたいと考えております。
125	49	第4	13	(2)	ア			近隣対策・対応	住民説明会における周辺および近隣エリアについて事業地からの数値的な範囲はございますでしょうか。またポスティングによる説明は認められますでしょうか。	前段については、数値的な範囲設定はありません。後段については、内容次第と考えております。
126	49	第4	13	(2)	ア			近隣対策・対応	住民説明は事業内容毎(例：解体・造成、建設、管理運営)に必要でしょうか。	原則、ご理解のとおりです。ただし、実施時期・内容等を考慮し、不要とする場合があります。
127	49	第4	13	(2)	ア			近隣対策・対応	工事中の騒音対策についての数値レベルはございますでしょうか	騒音規制法及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例で定められた特定建設作業の実施に伴って発生する騒音については、同法・条例で定める規制基準を遵守してください。
128	50	第4	14	(1)				確定測量・表示登記及び公有財産台帳登録関係書類等の作成支援	事業契約書第35条第2項に「市が行う本施設にかかる登記(建物表題登記及び所有権保存登記等)を行う場合・・・必要な書類作成その他の協力を行う」とありますが、保存登記(所有権登記)の支援は不要との理解でよろしいでしょうか。	法務局への登記は市で行いますが、必要な書類の作成等の協力をお願いします。
129	50	第4	14	(1)				確定測量・表示登記及び公有財産台帳登録関係書類等の作成支援	当該項目にかかる測量作業は「建設(工事)」区分内に計上されていると解してよろしいでしょうか。	「施設整備」に係る費用として計上しており、具体的な業務区分を示しているものではありません。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
130	51	第5	2				a	施設整備期間中の気運醸成業務	令和8年度から令和10年度に実施するワークショップの内容は、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	51	第5	2				a	施設整備期間中の気運醸成業務	「令和8年度から令和10年度の間、各年度に2回以上ワークショップを実施」との記載がありますが、その実施場所は、提案事項との認識でよろしいでしょうか。また、貴市で想定・計画されている実施場所がありましたらご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者の提案に委ねます。
132	54	第6	1	(6)				開館準備期間中の維持管理	開館準備期間中(引渡日の翌日から供用開始までの間)の光熱水費・消耗品費は、サービス対価Bとして貴市より支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。サービス対価Bに含みます。
133	54	第6	1	(6)				開館準備期間中の維持管理	開館準備期間中の維持管理業務の実施にあたっては第7.に示す「維持管理業務に関する要求水準」に準じて必要となる業務を行うこととありますが、業務内容や頻度などは、事業者の提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	54	第6	3	(1)			d	インターネットホームページの開設	貴市のサブドメインを使用するにあたり、その使用料をご教示願います。	サブドメインは使用せず、ホームページを作成してください。なお、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組むものとし、作成するホームページは、JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAに準拠したものとしてください。要求水準書を修正します。
135	55	第6	4					予約受付業務	予約システムについては、市の予約システム内での運用が可能との理解で齟齬ございませんでしょうか。	本市の予約システム内(簡易電子申込サービス)での対応が難しいため、事業者で独自に予約システムを導入していただくことを想定しています。
136	55	第6	4					予約受付業務	予約受付業務には、「高槻市文化施設予約システム」を使用できるのでしょうか。それとも事業者で独自に予約システムを導入するのでしょうか。	高槻市文化施設予約システムでの対応が難しいため、事業者で独自に予約システムを導入していただくことを想定しています。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
137	56	第6	4	(3)				予約受付の準備	予約受付システムは「要求水準書(案)質問一覧 NO.150」にて事業者にて準備・負担とありますが、予約受付システムは事業者の提案にゆだねるという理解でよろしいでしょうか。あらかじめ、システムとして必要とする機能があればご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者の提案に委ねます。
138	57	第6	5	(1)				開館式典及び内覧会の実施	開館式典および内覧会は、供用開始日より前に行うという認識でよろしいでしょうか。また、開館式典に招待または出席する人数の想定がありましたらお示しください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、200名以内を想定しています。
139	57	第6	5	(1)				開館式典及び内覧会の実施	開館式典の開催に伴い、外部団体への委託・協力依頼は可能でしょうか。	可能です。ただし、再委託届出書を提出するなど必要な手続きを行ってください。
140	57	第6	5	(2)				開館記念イベントの企画・開催支援	開館記念イベントは、開館式典実施後とのことですが、イベントが複数日に渡る場合、供用開始日以降の実施で問題ないでしょうか。また、開館式典当日にイベントを実施することは問題ないでしょうか。	前段については、開館記念イベントの供用開始日以降の実施を認めます。後段については、問題ございません。
141	57	第6	6					プレオープンイベント業務	プレオープンイベント期間中の維持管理業務の実施にあたっては第7.に示す「維持管理業務に関する要求水準」に準じて行うこととありますが、業務内容や頻度などは、事業者の提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	58	第7	1	(5)				実施体制	維持管理業務責任者及び各業務担当者を配置とありますが、要求水準書案に記載のある維持管理業務を履行できていれば必ずしも施設への常駐を必要とするのではないという理解でよろしいでしょうか。役割については館長又は運營業務責任者でかねることも可と記載があるため、業務を補完できていれば常駐又は非常駐は事業者提案によるものでよいかの確認です。	ご理解のとおりです。
143	58	第7	1	(5)	ア			維持管理業務責任者	「維持管理業務責任者を配置」とありますが、ここで言う「配置」とは、必ずしも本施設での常駐を意味せず、例えば維持管理企業の本社部門の人物が担うことも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
144	58	第7	1	(5)	ア			維持管理業務責任者	維持管理業務責任者は、本施設常駐必須ではなく提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	60	第7	1	(9)				長期修繕計画書	修繕計画年間予算の見込み額はございますでしょうか。	ありません。
146	60	第7	1	(9)				長期修繕計画書	次期修繕提案書の作成にあたっては事業終了後およそ10年間の修繕計画を策定すると考えてよろしいでしょうか。 その場合、それ以降は市の想定する目標耐用年数(80年)を実現するための適切な維持管理・補修などは別途に行われるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業期間終了後の維持管理・補修等は市が別途実施しますが、要求水準書 第7.1(9)bに記載のとおり、事業期間終了後早期に大規模修繕を行う必要が極力ないように、ライフサイクルを見据えた予防保全に努めてください。
147	61	第7	1	(11)				イ 月次報告書	業務報告書提出期限 月次報告書が翌月の10日までの提出となっているが、水質検査等第三者機関へ委託しなければならない検査・点検については翌月の10日に間に合わないケースがございますのでその際はケースごとに提出期限を別途協議でよろしいでしょうか。	原則として翌月10日までとしますが、市の承認を得て、部分的に提出期限を変更することを認めます。
148	65	第7	3	(3)	イ			法定点検	本PFI事業における自家用電気工作物の設置者は貴市でしょうか、SPCでしょうか、あるいは維持管理企業でしょうか。	自家用電気工作物の当初設置者はSPCと考えますので、工事期間中の主任技術者の配置については、事業者にて対応願います。 施設引き渡し後は、市が設置者となりますが、SPCをみなし設置者として取り扱うことを想定しています。
149	65	第7	3	(3)	イ			法定点検	昇降機設備の保守契約はメーカーメンテナンスが必須との理解でよろしいでしょうか。	法令等に基づく点検を実施してください。
150	66	第7	4	(3)	イ		h	植栽	「剪定枝などの処分については、チップ化やリサイクルなど・・・」とありますが、事業用地内でのチップ化や堆肥化ではなく、リサイクル施設等への場外搬出処分という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
151	67	第7	5	(3)			h	要求水準	本施設内で産業廃棄物が発生した場合、排出事業者は貴市でしょうか、SPCでしょうか、あるいは維持管理企業でしょうか。	原則としてSPCを排出事業者とします。
152	68	第7	6	(3)	ア		b	基本的事項	必要に応じて有人施設保安を行うとありますが、必ずしも警備員でなくともよいということでしょうか。また、屋外空間について、夜間巡回2回程度とありますが、有人での巡回警備でなく、事業者提案(デジタル技術の活用等)により業務を補完できれば有人での巡回警備をなしとしてもよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。ただし、犯罪や事故等発生時に適切な対応ができる体制を整えてください。
153	68	第7	6	(3)	ア		b	基本的事項	屋外空間について「夜間巡回2回程度を実施」とありますが、監視カメラの設置等の機能により、安全性を担保できれば事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書質問No.152の回答を参照ください。
154	68	第7	6	(3)	ア		b	基本的事項	実施方針等への質問及び意見に対する回答と重複しますが確認の為、夜間巡回2回程度を実施することとありますが、夜間の迷惑行為や不審者等の滞在防止を目的としているため、機能が確保されていれば、回数を減らすなどのご提案は可能ということではなかったでしょうか。	要求水準書質問No.152の回答を参照ください。
155	68	第7	6	(3)	ア		b	基本的事項	屋外空間 夜間巡回 令和7年2月5日付要求水準書(案)に関する質問・意見への回答No.173の回答を踏まえ、機能(利用者の安全)が確保されていれば、有人による夜間巡回に代えて機械警備による提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問No.152の回答を参照ください。
156	68	第7	6	(3)	ア		b	基本的事項	「夜間巡回2回程度を実施すること」とありますが、当該巡回は警備員に限らず、閉館時間内の夜間に運営スタッフが巡回し安全を確認する方法でもよいという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問No.152の回答を参照ください。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
157	68	第7	6	(3)	ア		b	基本的事項	「夜間巡回2回程度を実施すること」とありますが、夜間巡回警備に代えて監視カメラの設置するなどの代替案も提案可能という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問No.152の回答を参照ください。
158	69	第7	7	(3)	ア		c	基本的事項	「イベント時に駐車場の不足が生じないような対策を行うこと」とございますが、具体的にどのような対策を想定されていますでしょうか。	要求水準書質問No.78の回答を参照ください。
159	69	第7	7	(3)	ア		e	基本的事項	自動車・自転車が放置された場合、個人情報保護法から事業者では所有者が分からない(警察に問い合わせても事業者には開示いただけない)、事業者が他人の所有物を撤去処分するのは法令違反となりかねない等、事業者では対応が困難です。このため、貴市のルール・貴市の経費負担に基づき、貴市と協議しながら放置車両対策を進めさせていただきませんかでしょうか。	市との協議により役割分担を決めて対応することになりますが、原則として一義的対応を事業者、経費負担は市が担います。
160	69	第7	7	(3)	イ		a	駐車場の料金徴収	駐輪場は無料で、使用料の徴収は無し、との理解でよろしいでしょうか。	無料を予定しています。
161	69	第7	8	(3)				要求水準	市が調達される備蓄倉庫内の備品、機器のリストを提示いただけませんかでしょうか。	約70立方メートル程度の備蓄品が収容できる什器の仕様やレイアウトの提案を願います。
162	70	第7	9					修繕および更新業務	「長期修繕計画書」に記載のない「緊急の修繕」が発生した場合、必要に応じて(経常修繕費等の予算が枯渇する場合など)「長期修繕計画書」の内容を変更し、緊急の修繕に要した費用へ充当することは可能でしょうか。	原則として長期修繕計画書通りの実施を求めますが、やむを得ない場合は協議に応じます。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
163	70	第7	9					修繕および更新業務	維持管理業務期間中において「長期修繕計画書」の記載内容について、貴市と協議のうえ、本施設等の実状等に応じて、実施周期や内容の変更が可能との理解でよろしいでしょうか。また、内容の変更等が可能な場合、それに伴う費用の増減は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。ただし、後段については、費用の増減が契約総額に影響を及ぼす場合は高槻市議会の議決が必要となります。
164	71	第8	1	(2)			C	運営業務の基本方針	ICTを活用した遠隔就労等とありますが、ICT環境の整備は整えられるものの、遠隔就労を希望する就労者のニーズによる影響が大きく、利用が見込めない場合もございます。市側としてはどの程度の利用を想定されていますでしょうか。	ICTを利用することで、障がい者と利用者等の交流を創出する運営を期待するものです。詳細は事業者の提案に委ねます。
165	71	第8	1	(6)			a	事業者の収入	指定・付帯・および自主事業の実施に際し、助成金・補助金等の外部資金を調達した場合、指定では市の収入、付帯・自主事業では事業者の収入となりますでしょうか。それとも、すべての事業において事業者の収入となりますでしょうか。	付帯事業及び自主事業については、原則として事業者の収入とします。指定事業については、内容により取扱いが異なります。
166	72	第8	1	(6)			d	事業者の収入	自動販売機の設置にあたる使用面積に応じた使用料について、その詳細な設定額をご教示願います。	高槻市行政財産使用料条例第5条第1項第2号に定める額とします。
167	72	第8	1	(6)			d	事業者の収入	自販機設置に係る行政財産使用料の計算方法をご教授ください。	要求水準質問No.166の回答を参照ください。
168	72	第8	1	(6)			e	事業者の収入	生活利便施設の中に、貸スペースを設けて、有料にて利用者に貸し出し、事業者の収入とすることは可能でしょうか。その場合、使用面積に応じた使用料を市に納入する必要はありますでしょうか。さらに、その予約受付や利用基準等は、要求水準書第6.4に記載の予約受付業務に準ずることになるか、それとも事業者で独自に予約受付や利用基準等を設定してもよいかご教示ください。	前段については、付帯事業・自主事業に位置付けられた範囲内であれば可能とします。中段については、面積が過大となる場合や、内容が生活利便施設の展開イメージ等の要求水準と大きく異なる場合は目的外使用と捉えられ、使用料を徴収する可能性があります。後段については、自主事業または付帯事業として実施することになるため、事業者において設定してください。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
169	72	第8	1	(6)			e	事業者の収入	利益のうち10%以上を還元や再投資に充てるとありますが、利益を証明するために想定している必要書類や提出タイミング、頻度等あれば教えてください。	要求水準書 第8. 1(14)に示す年次報告書における事業収支報告書の中で、各年度の利益をお示しください。
170	72	第8	1	(6)			e	事業者の収入	利益のうち10%以上を還元や再投資に充てるとありますが、利益はどの勘定科目を想定しているか教えてください。 営業利益という理解で宜しいでしょうか。	税引後当期利益としてください。
171	72	第8	1	(6)			e	事業者の収入	生活利便施設・ショップに係る飲食物販収益については、係る利益のうち、一部利益還元又は再投資が要求されており、方法は事業者の提案によるとされておりますが、貴市への金銭の支払以外に、例えば備品什器などを利用者のために購入するなどの方法でも問題ないでしょうか？	問題ありません。
172	72	第8	1	(6)			e	事業者の収入	一部利益還元又は再投資については、SPCからではなく、それを実施する委託先の構成企業からの検出でも問題ないでしょうか？	問題ありません。
173	72	第8	1	(6)			e	事業者の収入	生活利便事業の飲食物販売上・ショップの物販売上・自主事業について、SPCの委託先で、委託先の名義での口座において、入出金管理することは問題ないでしょうか？実質的に業務を行うのはSPCではなく委託先企業であるため、そこで口座を管理し、当該事業に掛かる収支を個別に把握する方法は可能でしょうか？	問題ありません。
174	73	第8	1	(6)				【本事業におけるサービスの対価の対象】表	「生活利便施設」の施設整備は、サービス対価に含まれていますが、例えば、カフェを計画する際に、カフェ独自のサインや厨房機器類などもサービス対価に含まれるのでしょうか？その場合、撤退時や事業期間終了後の取り扱いを教えてください。	前段については、初期投資についてはサービス対価に含みません。 後段については、市と協議してください。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
175	73	第8	1	(6)				【本事業におけるサービスの対価の対象】表	生活利便施設のサービス対価 73ページ記載の「本事業におけるサービスの対価の対象」の表のとおり、生活利便施設及びショップについては、内装工事費、備品等を含め初期整備費については、サービス対価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準質問No.174の回答を参照ください。
176	73	第8	1	(7)	ア			統括責任者	確認ですが、統括責任者は施設内に常駐させなくてもよろしいのでしょうか。	統括責任者の常駐は不要です。
177	73	第8	1	(7)	ア		b	統括責任者	統括責任者は、SPCの最大出資者である代表企業に所属する者からも選任してもよろしいでしょうか。	要求水準書 第8. 1(7)アに記載のとおり、SPC又は運営企業に所属する者としてください。
178	74	第8	1	(7)	イ		d	館長	館長の選任要件に、「公共施設の管理運営に関する経験を有し」とありますが、地元人材の活用として、気運醸成業務期間中のワークショップ等への参加者等で良い人材がいれば積極的に雇用を行いたいと考えますが、そういった場合、本要件がネックになる可能性があります。要件を緩和いただけませんか。	原案のとおりとします。
179	74	第8	1	(7)	ウ		d	運営業務責任者	「運営業務責任者」は、「館長」及び「維持管理業務責任者」を兼ねることができるとの記載がありますが、一方で運営業務責任者は「運営企業に所属する者」、維持管理業務責任者は「維持管理企業に所属する者」との要件がございます。 仮に運営業務と維持管理業務の役割を履行できるという事業者の判断において、所属する企業によらず兼務で配置することは可能でしょうか。	兼務する場合においても、要求水準書に記載している所属の条件は満たしてください。
180	74	第8	1	(7)	ウ		d	運営業務責任者	運営業務責任者が維持管理業務責任者を兼ねる場合、運営業務責任者は維持管理企業ではなく運営企業に所属する者でよろしいでしょうか。	要求水準書質問No.179の回答を参照ください。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
181	74	第8	1	(7)	オ		b	地域共生コーディネーター	「複数名配置し、利用時間中に様々な相談に応じられる体制を整える」とありますが、以下2点確認させてください。 ・9時～19時の開館時間中に常時2人以上の地域共生コーディネーターの施設内滞在が必要か。2人以上が対応できる曜日及び時間帯と1人配置となる曜日及び時間帯ができてよという理解でよいか。 ・地域共生コーディネーターが遠隔就労等により相談に応じられる体制を整え、必要に応じて施設に向くことができれば、9時～19時の開館時間中の施設滞在は必須ではないか。	遠隔対応も含め、利用時間中に少なくとも1名以上が様々な相談に対応できる体制を整えてください。
182	75	第8	1	(7)	カ		d	業務担当者	「事務室には開館時間中、常時1名以上の担当者が在席していること」とありますが、館長や運營業務責任者など、「(7)実施体制」で示されている施設職員のいずれかが1名以上在席していればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	75	第8	1	(7)	カ		d	業務担当者	「事務室には開館時間中、常時1名以上の担当者が在席していること」との記載がありますが、これは、統括責任者、館長、運營業務責任者、維持管理業務責任者を含めた配置要件という認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	75	第8	1	(7)	カ		d	業務担当者	事務室の在席が求められる「開館時間」とは、第8-2 本施設の運営の基本要件(2)にある「利用時間」と同じという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	75	第8	1	(7)	カ		e	業務担当者	防火管理者の資格は、館長や運營業務責任者が有していても構わないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	75	第8	1	(8)				市及び関係機関との調整	市が設置する「(仮称)地域共生ステーションミーティング」の目的や参加メンバーのイメージ等がありましたらご教授ください。	(仮称)地域共生ステーション基本計画6(7)を参照ください。
187	76	第8	1	(11)				市が実施する生活上の相談窓口の運営との連携	生活上の相談窓口を担う社会福祉協議会様が日常勤務される人員数は、何名程度想定されておりますでしょうか。	要求水準質問No.116の回答を参照ください。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
188	78	第8	2	(2)				休館日・利用時間	ギャラリー・ショップの営業時間は事業者の提案としていいか。	ギャラリーについては、要求水準書 第8. 2(2)に記載のとおり、(仮称)地域共生センター内の諸室については利用時間を9時から19時としてください。ショップについては事業者の提案に委ねます。要求水準書を修正します。
189	79	第8	2	(3)				光熱水費の負担	昨今の光熱水費の高騰は予測が付かず、また新築施設でもあり、相当額を検討し提案金額に含めることは困難です。「実費精算」としていただけないでしょうか。不要に高額を見込むことになるため、より良い提案のためご理解いただければ幸いです。	募集要項質問No.4の回答を参照ください。
190	80	第8	4	(2)			a	案内業務	「受付カウンターに常時人員を配置し」とありますが、必ずし対面でなくても良いとの理解で齟齬ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	80	第8	4	(2)			a	案内業務	「開館時間中は受付カウンターに常時人員を配置」との記載がありますが、これは、開館時間中に事務所に常時1名配置する担当者が兼務とすることは可能でしょうか。	可能とします。
192	81	第8	4	(3)	ア		a	使用料の収納	使用料の収納方法等の詳細は条例で定められると思いますが、収納頻度の想定がありましたらご教示ください。	協議により決定します。
193	81	第8	4	(3)	ア		c	使用料の収納	キャッシュレス決済について、貴市が求める種類(クレジットカード、電子マネー、バーコード決済など)があればご教示願います。	種類に想定はなく、事業者の提案に委ねます。
194	81	第8	4	(3)	イ			使用料等管理事務	收受した使用料について、貴市に納付する時期・タイミングに定めがありましたら、ご教示願います。	本市規則に基づき、事業者と協議の上所定の期日までに納付していただくことになります。
195	81	第8	4	(4)	イ		a (a)	デジタルサイネージによる情報発信支援	確認ですが、本施設外3カ所とは敷地内の屋外という理解でよろしいでしょうか。	事業用地外の3カ所です。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
196	81	第8	4	(4)	イ	a	(b)	デジタルサイネージによる情報発信支援	「災害時・緊急時等には、市の要望に応じた情報発信支援が可能となるように留意」との記載がありますが、これは災害時において緊急情報が何らかのシステムなどを通じて貴市から直接配信できるような機能が求められているという認識となりますでしょうか。具体的な仕組みがあればご教示願います。	現状具体的な仕組みの想定はありませんが、直接配信は予定しておりません。
197	82	第8	4	(4)	エ	b		市事業の開催支援	「市内障がい者就労施設等の物品の販売支援」とは具体的にどのようなことかご教示ください。	本市では、国の障害者優先調達推進法に基づき、物品及び役務の調達の推進を図る方針があるため、販売エリアの提供等、本市との協議に基づき支援を頂く予定です。
198	82	第8	4	(4)	エ	b		市事業の開催支援	「市内障がい者就労施設等の物品の販売支援を行う」とは、生活利便施設のカフェ・ベーカリーや物販施設において、当就労施設から商材を発注して販売するというイメージとなりますでしょうか。または、当就労施設のスタッフが本施設内で販売活動を行うという認識でしょうか。	要求水準質問No.197の回答を参照ください。
199	83	第8	9					貸室(XR対応)運営業務	本施設の供用開始予定である令和11年4月まで約4年あることから、XR等の技術に関しては技術革新が想定されます。現時点で計画・提案する内容が陳腐化するとも考えられますが、どのように想定・計画すればよろしいでしょうか。※同ページの「10 多目的ホール(XR対応)運営業務」についても同様	具体的なイベント等の実施内容については、要求水準書 第8. 1(13)において示す業務計画書(毎年度)において計画し、市の承認を得いただければ、提案内容からの変更も可能です。
200	83	第8	11					地域共生に資するイベント等実施業務	現在既存の施設等で実施している事業で、本施設で指定管理事業として継続すべきと見込まれる事業があればお示しください。	ありません。
201	83	第8	11					地域共生に資するイベント等実施業務	定められた実施回数12回について、同項目5~10の諸室で実施するイベント等を含むと考えてよろしいでしょうか。それとも、11の事業は年12回、5~10の諸室で各年1回の計17事業の実施が指定事業として必要でしょうか。	実施回数12回について、同項目5~10の諸室で実施するイベント等を兼ねることも可能とします。ただし、11(1)に記載の内容に沿うものに限ります。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
202	83	第8	11	(1)				インクルーシブなイベント等の開催	要求水準書第8.5～10に記載の講座・教室・イベント等の企画(それぞれの記載場所に関わらず、他室で実施する提案を可)については、要求水準書第8.11(1)のインクルーシブなイベント等の開催の年12回以上の中にも含めてもよろしいでしょうか。これとは別に開催する必要がありますでしょうか	要求水準書質問No.201の回答を参照ください。
203	83	第8	11	(1)			b	インクルーシブなイベント等の開催	イベントの規模(屋内外全体を利用して実施、1諸室を利用して実施等)にかかわらず、業務目的を踏まえている場合は開催回数に含まれるという理解でよいか。	要求水準書質問No.201の回答を参照ください。
204	83	第8	11	(1)			d	インクルーシブなイベント等の開催	エントランスホールにおける先端技術体験会は開催12回以上のうちの開催は1回以上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	83	第8	11	(1)			e	インクルーシブなイベント等の開催	多目的ホールにおけるXR活用イベントが開催12回以上のうちの開催は1回以上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	83	第8	11	(1)			g	インクルーシブなイベント等の開催	「イベントの予約管理にあたっては、市の各種関連条例・規定に基づいた管理やシステム運用等を行うこと」について、要求水準書第2-4に、遵守すべき法令等は列挙されていますが、その中でも予約管理にあたって特に遵守すべきものがあれば教えてください。	高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例等を想定しています。
207	84	第8	12				e	生活利便施設運営業務	「本業務の会計は、他の維持管理業務・運営業務の会計とは独立させること。」とございますが、SPCの収益と費用の勘定において、補助などで個別に把握できるようにしておくこと、及び係入金・出金の口座を区分するという方法を想定すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
208	84	第8	12				e	生活利便施設運営業務	「本業務の会計は、他の維持管理業務・運営業務の会計とは独立させること。」とございますが、SPCの収益と費用を通さず、預り金として処理し、損益は委託先に直接帰属させる方法は貴市としては許容されますでしょうか？	認めます。 ただし、生活利便施設運営業務の運営状況を市がモニタリングできるよう、収支に係る情報を市に提出・報告してください。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
209	84	第8	13	(1)				ギャラリー運営	ギャラリーには令和11年4月頃の施設開館当初から複数展示されている状態が望ましいでしょうか。もしくは、ギャラリーの展示作品は作家開拓により施設開館当初から徐々に増やすという考え方でよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねますが、供用開始時点においては作品が展示されている状態としてください。
210	84	第8	13	(2)				ショップ運営	ショップには令和11年4月頃の施設開館当初から複数商品が並んでいる状態が望ましいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	85	第8	14	(1)				要求水準	什器備品は市が調達・設置するものと、事業者が調達・設置するものがありますが、市が調達・設置した什器備品は維持管理業務9「修繕及び更新業務」の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	88	別紙2							独立採算事業、付帯事業、自主事業の会計はそれぞれ分けないといけないでしょうか。サービス対価と分かれていれば、独立採算の会計はまとめてもよろしいでしょうか。	独立採算事業、付帯事業、自主事業の会計はそれぞれ分けて計上してください。
213	88	別紙2						運營業務における業務区分と事業者の収入について	「付帯事業」の概要で「本施設のサービスの質や集客力の向上に繋げるため」とありますが、同様の効果を「指定管理事業」に含んだ場合は、「付帯事業」として分割する必要はない、という考えでよろしいでしょうか。具体的には「指定管理事業」で行うイベントの関連企画を行う場合です。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準書 別紙2に記載のとおり、「指定管理業務」として実施する場合は、イベントにおいて実費相当額の料金のみ領収可となることに留意してください。
214	88	別紙2						運營業務における業務区分と事業者の収入について	指定管理業務のうち、サービス原資となる③～⑨において行うイベント等において実費相当額の料金を領収可とありますが、こちらは事業者の収入としてよいという理解でよろしいでしょうか。それとも徴収代行という考えでしょうか。	事業者の収入としてください。
215		別添資料2						R6年度地形測量図	敷地内(南側)に仮置きしている土は、本事業の造成に使用できる土でしょうか。	要求水準質問No.87の回答を参照ください。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
216		別添資料2						R6年度地形測量図	敷地内の側溝及びアスファルト舗装は撤去費は、本事業に含まれていますか。	含みます。
217		別添資料2						R6年度地形測量図	敷地内の側溝は河川に直接放流している箇所があるが既存利用は可能であるか。	ご提案の放流量に耐える流下能力を有し、既存施設の構造および状態が健全であるならば、利用可能です。なお、決定には管理者との協議が必要です。
218		別添資料2						R6年度地形測量図	事業用地境界については全て境界確定根拠資料があり、設計段階で現場での境界復元や新たな立ち合いによる作業は発生しないと解してよろしいですか。	現況の境界については、境界確定根拠資料を提示予定です。ただし、道路拡幅に伴い、川添公園、消防分署、柳川中学校については筆界確認等が必要です。
219		別添資料2						R6年度地形測量図	上記に関連し、境界確定根拠資料は開発手続きに資するレベルにあると解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
220		別添資料3						道路水路計画説明書	今般設計対象となっている水路(Box.C)の形状決定及び基礎部の設計根拠として、土質調査・試験を実施されていれば、その資料をご提示ください。	土質調査・試験は実施しておりません。
221		別添資料3						計画平面図	本計画地周辺の埋設管状況をご提示ください。	要求水準質問No.5の回答を参照ください。
222		別添資料3						計画平面図	道路改修を行う交差点で車輛軌跡は回していれば、その資料をご提示ください。	川添111号線ほか道路予備設計業務委託成果(交差点平面図抜粋)を貸与資料に追加します。募集要項 第3.3(3)の記載を修正しました。貸与を希望される方は、募集要項 第3.3(3)に記載の手続により貸与を受けてください。
223		別添資料3						計画平面図	汚水人孔・消火栓は撤去・復旧でしょうか。	原則、撤去・復旧です。

■要求水準書 質問 一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
224		別添資料3						計画平面図	地区外道路・水路設計について、道路整備に際して関係する近接施設(住居・公園等)からの現況取付管情報とその整備方針についても基本設計資料で提示されると解してよろしいですか？ (例：川添公園西側出入口付近で露頭で水路横断している水道管など)	資料はありません。 市が公表している台帳データおよび現地状況を総合的に勘案し、事業者にて想定願います。 詳細については、実施設計にて調査してください。
225		別添資料6-1						雨水流出抑制施設に関する技術指針(案)	雨水流出抑制施設は、貯留後ポンプを使わず川に直接放流で想定されていますか。	直接放流を想定していますが、調整池計画と合わせて協議を行ってください。
226		別添資料6-1						雨水流出抑制施設に関する技術指針(案)	高槻市消防本部 中消防署 富田分署の雨水流出抑制施設はどのように計画されましたか。	雨水流出抑制施設に関する技術指針(案)に基づき、貯留量を算出しポリプロピレン(プラスチック)製の地下空隙貯留施設方式で施工されてます。